

広報清内路



# 村政かわら版

清内路村役場

〒395-0401

清内路村 375-1

TEL: 0265-46-2001

FAX: 0265-46-2016

E-mail: info@seinaiji.jp



## 阿智村・清内路村任意合併協議会が発足しました

- 13日に第1回目の協議会が開催。来年3月の合併に向けた協議が始まる。 -

13日の任意合併協議会の様子



は阿智村に対し改めて合併協議を申し入れ、その場で「任意合併協議会設立に関する合意書」（裏面参照）の調印が行われました。この合意に基づき、13日に第1回目となる「阿智村・清内路村任意合併協議会」が開催

7日に行われた「阿智村・清内路村あり方研究会」では、はじめに1月に清内路村で行われた「合併問題報告会」と阿智村の「住民の意見を聴く会」で出された住民意見等について両村から報告された後、研究会として「早期に任意合併協議会を設立して、住民に合併の判断材料を示すべき」とする結論をまとめ、同席していた両村長に報告しました。あり方研究会の終了後、桜井村長と原議長

合併問題については、昨年11月以来、両村の議会議員によるあり方研究会で検討が進められ、1月28・29日には村内2会場で「合併問題報告会」が開催されています。2月7日に開催された第4回あり方研究会では、両村の委員が「任意合併協議会を設立することが望ましい」との結論に達したことから、このたび任意合併協議会が発足し、合併について、両村の行政、議会、住民の各代表による話し合いが始まることになりました。

### 昨年6月の申入れ以降の主な経過

6月 25日	合併について話し合う場の申入れ
10月 23日	阿智村から申入れに対する回答「両村のあり方を研究する場の設置の提案」
11月 15日	第1回 阿智村・清内路村あり方研究会
12月 6日	第2回            "
21日	第3回            "
1月 17~30日	阿智村で「住民の意見を聴く会」開催
28・29日	議会主催による合併問題報告会
2月 7日	第4回 阿智村・清内路村あり方研究会 任意合併協議会設立に関する合意書調印
13日	第1回阿智村・清内路村任意合併協議会

任意合併協議会は原則として公開で行われます。協議の状況については、協議会だよりなどで随時住民にお知らせします。次回の任意合併協議会は、3月3日に行われる予定です。

されました。当日は、両村7名ずつからなる14名の委員が、今後の協議の進め方等について確認しました。任意合併協議会の清内路村の委員は、次の7名です。（敬称略）

- （村長） 桜井久江
- （議会代表） 原登美彦、原利正
- （副村長） 野村健司
- （住民代表） 桜井弘志、原和信、小池かおり

# 阿智村・清内路村任意合併協議会設立に関する合意書

阿智村、清内路村の二村は、全ての住民が愛着と誇りを感じ個性ある村づくりを進めるため、両村の合併の基本事項について協議し、地域住民に判断材料を提供することを目的に、任意合併協議会を設立することに合意する。

なお、任意合併協議会の設置期間中においては、各村は下記の事項に配慮しながら、合併協議及び行政運営を行うように努力するものとする。

新村における自治能力向上のため、引き続き、健全財政の堅持に努めるものとする。

新規大型事業の着手及び合併協議に重大な影響を及ぼす事業の新設等については、極力抑制に努めるものとする。

平成20年2月7日

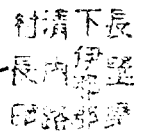
阿智村長

岡庭一雄



清内路村長

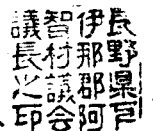
櫻井久江



立会人

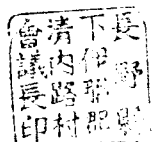
阿智村議会議長

小笠原裕次



清内路村議会議長

原登美彦



## （任意合併協議会と法定合併協議会）

任意合併協議会…法律によらず、関係市町村が集まって検討を進める合併協議会です。

法定合併協議会…地方自治法、合併新法に基づき、議会の議決を経て設置されます。

※全国の合併では、まず任意合併協議会で検討を始め、その後、法定合併協議会に移行するケースが一般的です。